

第4期 大阪府営業時間短縮協力金〔大阪府内（大阪市内除く）〕支給要件確認書

下記に記載した事項については事実と相違はありません。

1. 対象施設（店舗）の情報（□は該当するものにチェックを入れてください。）

店舗名称 (店舗名又は屋号)	フリガナ	
	※店舗名はできるだけ詳しく書いてください。例：大阪食堂 大手前店	
対象店舗 所在地	〒	—
	大阪府 (店舗の直通電話番号：)	
ホームページ等の情報	<input type="checkbox"/> 情報あり ※HPのURLやグルメサイト、SNSなど、店舗の実在を表す、インターネット上の情報についてご記入ください。	
	<input type="checkbox"/> 情報なし ※情報なしの場合は、「店舗の内観写真」と「店舗所在地が記載されている光熱水費の検針票・請求書・領収書のいずれかの写し」等を提出してください。（詳しくは募集要項の10ページを確認してください。）なお、第1期・第2期の協力金を申請している場合は、内観写真等の提出は不要です。	
開店日	<input type="checkbox"/> 令和3年4月1日までに営業を開始した。	
	<input type="checkbox"/> 令和3年4月1日までに営業を開始しなかった。 ⇒ 開店日 令和3年 月 日	
閉店日	<input type="checkbox"/> 令和3年4月23日までに閉店※しなかった。	
	<input type="checkbox"/> 令和3年4月23日までに閉店※した。 ⇒ 閉店日 令和3年 月 日 ※「閉店」とは、翌日から営業実態がなくなることをいいます。	
申請者と 対象店舗の関係	<input type="checkbox"/> 申請者は対象店舗を代表する運営者であり、管理運営の権限を有している。 (管理運営権限を有していない方は、対象外となります。)	
通常の営業時間	<input type="checkbox"/> 通常の営業時間に、午後9時から翌午前5時までの時間が含まれている。 (通常の営業時間が、午前5時から午後9時までの時間内に収まっている場合は、対象外となります。)	
業態	次ページの【対象施設(店舗)一覧表】から、該当するものの番号をご記入ください。	
	<番号>	「3」・「17」については、具体的な業態をご記入ください。

2. 要請を遵守した内容（□は該当するものにチェックを入れてください。）

感染拡大予防ガイドライン及び要請を遵守した期間	<input type="checkbox"/> 令和3年4月1日から令和3年4月24日まで
	<input type="checkbox"/> 令和3年4月1日から閉店日まで
	<input type="checkbox"/> 開店日から令和3年4月24日まで
営業時間短縮(休業)の要請の遵守	<input type="checkbox"/> 上記の全ての期間、営業時間短縮(午前5時から午後9時まで)・休業を行った。(※) ※全ての期間「休業」、全ての期間「時短」、全ての期間「休業又は時短」をいいます。
酒類の提供	<input type="checkbox"/> ①酒類の提供を行っていなかった。 <input type="checkbox"/> ②酒類の提供を行っていたが、午後8時半(4月5日以降は午前11時から午後8時半)までとしていた。

3. 大阪府「感染防止宣言ステッカー」の導入に関する情報

※営業時間短縮協力金（第1期又は第2期）のいずれかを受給又は申請中の方は記入不要です。

登録ナンバー	対象店舗に掲示しているステッカーのナンバー（6ケタ）をご記入ください。						
ステッカー導入時期	<input type="checkbox"/> ①ステッカー導入期限（令和3年4月1日又は開店日※）までに導入できた。 <input type="checkbox"/> ②ステッカー導入期限（令和3年4月1日又は開店日※）までに導入できなかった。						
やむを得ない理由	②「ステッカー導入期限（令和3年4月1日又は開店日※）までに導入できなかった。」を選んだ場合、申請には「やむを得ない理由」が必要です。下記の①～⑤のいずれかから選択してください。「やむを得ない理由」がない場合は申請できません。						
※ステッカー導入時期で②を選んだ方は必須	<input type="checkbox"/> ①パソコン、スマートフォンなどIT環境がなく登録に時間を要したため。 <input type="checkbox"/> ②感染拡大予防ガイドラインを守っていたので、ステッカーの導入は必要ないと思っていたため。 <input type="checkbox"/> ③ステッカーを登録するだけでよく、掲示が必要だと認識していなかったため。 <input type="checkbox"/> ④発行済みのステッカーを再発行できず、新規で登録しなおしたため（当初登録時の電話番号を忘れた方等）。 <input type="checkbox"/> ⑤その他						
							※（ ）内に理由を記載してください。
							（ ）

【対象施設（店舗）一覧表】

対象施設（店舗）	
1	飲食店、喫茶店
2	飲食店（レストラン、居酒屋、料理店等）
3	喫茶店（カラオケ喫茶含む）
4	※食品衛生法における飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている飲食店
5	※宅配・テイクアウトサービスは除く
6	1～2以外のその他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設
7	キャバレー
8	遊興施設のうち、食品衛生法における飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている飲食店
9	ナイトクラブ
10	ダンスホール
11	スナック
12	※ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請対象外
13	バー
14	ダーツバー
15	パブ
16	サロン
17	ホストクラブ
	ディスコ
	出会い系喫茶
	カラオケボックス
	ライブハウス
	4～16以外のその他遊興施設